

議案第12号

調布市民体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月27日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

多摩川テニスコート等の開設期間並びに大町スポーツ施設の運動場に係る使用時間及び使用区分を改めるとともに、所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市民体育施設条例の一部を改正する条例

調布市民体育施設条例（昭和46年調布市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2調布市民多摩川テニスコートの項から調布市民緑ヶ丘テニスコートの項までの規定中「1月6日」を「1月4日」に、「26日」を「28日」に改める。

別表第3調布市民大町スポーツ施設の部大運動場及び小運動場の項を次のように改める。

大運動場及び小運動場	午前9時から午後7時まで	午前9時から午前11時まで
		午前11時から午後1時まで
		午後1時から午後3時まで
		午後3時から午後5時まで
		午後5時から午後7時まで

別表第3備考第1項中「調布市民野球場」を「調布市民野球場の項の規定にかかわらず、調布市民野球場」に改め、同表備考第2項中「調布市民深大寺テニスコート」を「調布市民深大寺テニスコートの項の規定にかかわらず、調布市民深大寺テニスコート」に、「1月6日」を「1月4日」に、「26日」を「28日」に改め、同表備考第3項中「調布市民緑ヶ丘テニスコート」を「調布市民緑ヶ丘テニスコートの項の規定にかかわらず、調布市民緑ヶ丘テニスコート」に改め、同表備考第4項中「調布市民大町スポーツ施設」を「調布市民大町スポーツ施設の項の規定にかかわらず、調布市民大町スポーツ施設」に、「3月31日」を「4月30日」に、「10月」を「9月」に、「4時」を「5時」に改め、同表備考第5項中「調布市民西町サッカー場」を「調布市民西町サッカー場の項の規定にかかわらず、調布市民西町サッカー場」に改める。

別表第4 1 体育施設の使用料の表調布市民大町スポーツ施設の部大運動場の項及び小運動場の項を次のように改める。

大運動場	2時間		3,000	6,000
小運動場	2時間	1面	2,400	4,800

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、調布市民大町スポーツ施設に係る改正規定は、平成29年5月1日から施行する。